

新緑に輝くガーデンシティ ぐるっと恵庭 ガーデンめぐり

バスで行く えこりん村銀河庭園、
恵み野、はなふる

同行ガイド

三石 浩司 氏

コテージガーデン代表取締役
ガーデンアイランド北海道副理事長

専門ガイドが案内する充実の北海道ガーデンツアー

今回のツアーは、ガーデンシティとして全国に知られる花の町恵庭の花めぐりがテーマ。えこりん村 銀河庭園と恵庭市の主要な花のスポットをめぐる。自由時間も多く取っており、ゆったりとしたガーデンの旅が楽しめます。さらに、全行程、ガーデンアイランド北海道の専門ガイドと現地ガイドがご案内する豪華ツアーです。

今年最後となる銀河庭園を思う存分楽しもう

●えこりん村 銀河庭園

びっくりドンキーなど外食チェーンが運営する株式会社アレフが2006年に恵庭市に開園した大規模英国風ガーデン。設計は、イギリスのガーデナーのバーニー・ギネスさん。えこりん村の大改修のため、残念ながら今年の10月で閉園となります。

●恵み野のオープンガーデン

オープンガーデンとは英国発祥の考え方で、個人のお庭を一般に開放し、花やお庭を楽しんでもらうもの。恵庭市では全国に先駆けてこの取り組みをすすめています。

●花の拠点「はなふる」

2022年に行われた全国都市緑化北海道フェアのメイン会場となった恵庭市の花の公園（庭園）で、道と川の駅「花ロードえにわ」に隣接しています。庭園の造成には、道内の多くの著名ガーデナーが関わり、そのガーデンが楽しめます。

開催日 **令和6年6月11日（火）**

当日のスケジュール ★雨天催行

8:15 札幌駅構内東コンコース団体待合所集合
8:30 札幌駅北口バスターミナル出発
9:30 「えこりん村」（ガイドツアー・自由見学・昼食）
13:00 「えこりん村」出発
13:30 恵み野（オープンガーデン等見学）
14:30 恵庭市花の拠点「はなふる」（見学・買物等）
16:00 恵庭市花の拠点「はなふる」出発
17:30 札幌駅北口到着

募集人員・ツアー料金

募集人員 40名（最小催行人員25名）

ツアー料金 9,000円（バス代、昼食代、入場料、ガイド料含む）

旅行企画、旅行主催

旅行企画：NPO法人ガーデンアイランド北海道

旅行主催：株式会社ライヴ環境計画 北海道知事登録旅行業第地域-854号

お申し込みは、氏名・年齢・連絡先（電話番号、メールアドレス）をご記入の上、6月4日（金）までに、裏面のライヴ環境計画にメール又はファックスにてお申込ください。お申し込みは、締め切り前でも募集人員に達しましたら終了となりますのでご了解ください。

集合場所のご案内



6月11日午前8時15分に、札幌駅東口改札口を出てすぐ左にある「札幌駅みどりの窓口」前に集合してください。
集まり次第、順次バスが出発する団体バス乗り場で、スタッフがご案内いたします。

現在、駅構内では工事が行われており、分かりにくくなっておりますので、ご注意ください。

バス会社は、虹色トラベルという会社のバスです。



迷ったときは、以下にご連絡ください。
090-1524-3336 (有山)

旅行条件【要旨】お申込みいただく前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読み下さい。またお申込みの際には必ず旅行条件書（全文）をお受取りいただき、事前にご確認下さい。

この旅行は株式会社ライブ環境計画（北海道札幌市北2条西13丁目・北海道知事登録旅行業地域第-854号（以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また旅行条件は下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする最終行程表と称する確定書面及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によりします。

- 旅行のお申込み及び契約の成立時期
- (1) 所定の申込書に所定の事項を記入の上、下記のお申込金を添えてお申込み下さい。お申込金は、旅行代金のお支払いの際は差し引かせて頂きます。
 - (2) 電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段でお申込みの場合、当社が予約の承認の旨を通知した日から翌日から起算して3日以内に申込書提出とお申込金の支払いをして頂きます。
 - (3) 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受理した時に成立するものとします。
 - (4) お申込金（おひとり様）旅行代金3万円未満6,000円/6万円未満12,000円

○旅行代金のお支払い
旅行代金は旅行出発の前日からさかのぼって13日目に当たる日より前（お申込みが實際の場合は当社が指定する期日までに）にお支払い下さい。またお客様が当社提携のカード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合カード利用日はお客様の申し出がない限り、お客様の承認日となります。

○旅行代金の適用
(1) 参加されるお客様のうち、特に注釈がない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上12歳未満はこども料金となります。
(2) 旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認下さい。

○旅行内容の変更
当社は、旅行締結後であっても、天災事変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公庁の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明致します。

○旅行代金の変更
前項により旅行内容が変更され、旅行実施にようする費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、契約料その他別に支払い、またはこれらを支払わなければならない費用を含みます）が増加したときはサービスの提供が行われているにも関わらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社は旅行代金を変更することがあります。
○取消料
(1) 旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	取消料（おひとり様）
旅行開始前日より前	宿泊付旅行 日帰り旅行
①21日前に当たる日より前	無料
②20日に当たる日より前	旅行代金の20%
③②～⑥を除く	
④7日に当たる日より前	旅行代金の30%
⑤④～⑥を除く	
⑥旅行開始日の当日	旅行代金の40%
⑦旅行開始日の翌日	旅行代金の50%
⑧旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

- (2) お客様は下記に該当する場合は取消料なしで、旅行契約を解除することができます。
- ①契約内容の重要な変更が行われたとき
 - ②前項に基づき旅行代金が増額改定されたとき
 - ③不可能になったとき、または、その恐れが極めて大きいとき
 - ④当社がお客様に対して、別途定める日までに、最終日程表を交付しなかったとき
 - ⑤当社の帰すべき事由により契約書面に付した旅行実施が不可能となったとき
 - 当社により旅行契約の解除及び履行中止
(1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相当する額の違約金をお支払い頂きます。
(2) 次の各項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
①お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
②お客様の病氣、必要な介助者の不在その他の理由により当該旅行に耐えられないと認められたとき
③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき
④お客様の契約内容に関して合理的な範囲を超える負担を求めたとき
⑤お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき
この場合は旅行開始日の前日より前（日帰り旅行は3日目に当たる日より前）に旅行中止の通知を致します。
⑥スキューバを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはその恐れが極めて大きいとき
⑦天災事変、暴動、運送・宿泊機関の運賃・料金等のサービス提供の中止、官公庁の命令、その他当社が関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、またはその恐れが極めて大きいとき
○旅行代金に含まれるもの
旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のない限りエコノミークラス）、宿泊費、食料代、及び消費税等の諸税。これらの費用はお客様の都合により一部利用されなくても原則として払戻致しません。（コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的な費用は含みません）

○添乗員等
添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務とさせていただきます。また、添乗員の指示に従わない場合は、当社の旅行契約を解除する場合がございます。添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。

○当社の責任及び免責事項
(1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被らされた損害について賠償致します。
(2) 手荷物について生じた(1)損害については同項の規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お1人様15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます）として賠償致します。

○特別補償
当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行契約、別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行に参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物に被った一定の被害について、以下の金額の範囲で補償金またはお見舞金を支払います。
・死亡保証金1,500万円
・入院見舞金2～20万円
・通院見舞金1～5万円
・旅行品損害補償金：お客様1名につき～15万円（ただし補償対象品1個当たり10万円を限度とします）

○国内旅行保険への加入について
旅行中、病氣、けがをした場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。これらを担保するために、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。国内旅行保険については、お申込みの旅行開始前にお客様にお知らせいたします。
○個人情報の取扱いについて
当社および販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みされた旅行においては運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。この他当社及び販売店では
①当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンの案内
②旅行参加後のご意見や感想のご提供のお願い
③アンケートのお願い
④特典サービスの提供
⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を活用させて頂くことがあります。

○旅行条件・旅行代金の基準
旅行条件は2024年4月1日を基準としています
また旅行代金については2024年4月1日現在有効な運賃・規則を基準として算出しています。

旅行企画



GARDEN ISLAND HOKKAIDO
ガーデンアイランド北海道
<https://gih2008.net>

旅行主催 株式会社ライブ環境計画

北海道知事登録旅行業第地域-854号
〒060-0002 札幌市中央区北2条西13丁目1番地10 札幌第一会計ビル
TEL：011-213-1955 FAX：011-213-1954
メール：mail@live-kk.co.jp
営業時間 平日9:00～12:00/13:00～17:30 土日祝定休
総合旅行業務取扱管理者 中村 正